

鳥取県公報

昭和二十七年四月十九日 外 土曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A五判

目次
◇條 例 鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例第二十四号

鳥取県税條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年四月十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例(昭和二十五年鳥取県税條例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十七條中第一号及び第二号を次のように改める。

一、普通自動車

乗用車

家用

營業用

トラック

年額 一万五千円
" 一万円

貨物積載量二趣未満のもの 八千円
貨物積載量二趣以上四趣未満のもの 一万円
貨物積載量四趣以上のもの 一万二千円

バス
乗車定員二十人未満のもの 八千円

乗車定員二十人以上三十人未満のもの 一万円

乗車定員三十人以上四十人未満のもの 一万二千円

乗車定員四十人以上五十人未満のもの 一万四千円

乗車定員五十人以上のもの 一万六千円

靈柩車 五千元

特殊自動車 一万円

けん引車 八千円

被けん引車 八千円

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年
度分から適用する。